

社会福祉法人光楽園役員及び評議員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人光楽園（以下「法人」という。）の役員及び評議員の報酬について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程で役員とは、法人の理事及び監事をいう。

(役員及び評議員の報酬)

第3条 役員が理事会等各種会議に出席したとき、又、評議員が評議委員会等各種会議に出席したときは、1回につき日額5,000円の報酬を支払うことができる。

(2) 理事長が、理事会以外の日において、法人業務及び法人が実施する福祉サービスの事業（以下「事業」という。）の運営のために業務にあたった場合は、1勤務につき日額6,000円の報酬を支払うことができる。

(適用除外)

第4条 事業の職員を兼務する役員は、この規程は適用しない。

(規程の改廃)

第5条 この規程の改廃は、評議員会の議決を得て行うものとする。

(細則の制定)

第6条 理事長は、この規程の施行上必要と認めるときは、細則を定めることができる。

この規則は、平成21年4月1日より施行する。

附 則

この規程は、平成21年11月1日より施行する。

附 則

この規程は、平成29年5月22日より施行する。